

資料 4

総務大臣諮問第 3 0 8 号説明資料

総 郵 信 第 1 1 号

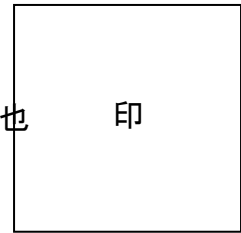
平成 2 0 年 2 月 2 9 日

郵 政 行 政 審 議 会

会 長 森 下 洋 一 殿

総 務 大 臣

増 田 寛 也 印



諮 問 書

総務大臣諮問第 3 0 8 号

日本通運株式会社（代表取締役社長 川合 正矩）ほか 1 者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 3 3 条において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり事業計画の変更の認可申請があった。その概要は別紙 1 のとおりである。

これについて審査した結果は、別添審査結果（概要は別紙 2）のとおりであり、同法第 3 1 条各号の規定に適合しているものと認められる。よって、同法第 1 2 条第 1 項の規定に基づき認可することとしたい。

上記のことについて諮問する。

# 事業計画の変更の認可申請の概要

## 1 事業計画の変更の認可申請の概要

(注) 網かけ部分が今回変更するもの

申請者の概要		日本通運(株) (平成 16 年 1 月 28 日許可) 住 所：東京都港区 代 表 者：川合 正矩 他の事業：一般貨物自動車運送業等	(有)西原急便 (平成 19 年 2 月 22 日許可) 住 所：佐賀県吉野ヶ里町 代 表 者：西原 正雄 他の事業：貨物軽自動車運送業等
申請年月日		平成 20 年 2 月 4 日	平成 20 年 2 月 5 日
① 参入分野	1号	○	○
	2号	○ (大阪市を追加)	○
	3号	○	○
② 引受の方法	営業所等		○
	取集	○	○
	巡回	○	○
	定期	○	○
③ 配達の方法	対面交付	○	○
	受箱等投函	○	○
④ 変更予定日		平成 20 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日

## 2 3時間審査

① 最長時間経路	始点	28.0km 大阪市・東淀川区井高野 4	50.6 km 佐賀市・長野峠
	終点	大阪市・住之江区南港南 4	佐賀市・大詫間
② 提供区域の審査	主な送達手段	軽四輪自動車等	軽四輪自動車等
	引受等時間	90 分	50 分
	実測時間	走 83 分 合計 173 分	走 88 分 合計 138 分
	ATIS 計測時間	走 72 分 合計 162 分	走 108 分 合計 158 分
③ 道路交通法令の遵守		○	○

## 3 変更後の事業収支見積及び資金計画 (単位：百万円)

### 【変更部分】

① 事業収支見積 委員限り	初年度		
	翌年度		
② 算出方法	収入	契約が見込まれる者との間で予定する契約額を基に算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出
	支出	支出項目ごとに単価を積上げること等して算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出

### 【許可済みの部分】

① 事業収支見積 委員限り	初年度		
	翌年度		
② 算出方法	収入	直近の信書便事業の収入実績を基に算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出
	支出	支出項目ごとに単価を積上げる等により算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出

### 【全体】

① 事業収支見積 委員限り	初年度／全体		
	翌年度／全体		
② 算出方法	収入	契約が見込まれる者との間で予定する契約額と直近の信書便事業の収入実績との合計により算出	顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じて算出
	支出	支出項目ごとに単価を積上げる等により算出	設備等を共用するその他の事業との収入比により案分して算出
③ 所要資金／調達方法委員限り		－ (事業計画の変更に伴う追加支出はない)	
④ 業務委託の有無		○	－
⑤ 自動車輸送に係る行政庁の許可等		○	○

注：「事業収支見積り」欄の収は収入、支は支出を示す。また、「事業収支見積り」欄の「全体」は申請者が行う事業（特定信書便事業を含む。）全体の収支を示す

## 事業計画の変更の認可申請の審査結果の概要

事業計画の変更の認可申請のあった2者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、適当であると認められる。

## 1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

項目	審査概要	適否
引受け	追加した引受けの方法は明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務がある者が差出人から直接引き受けることから、秘密の保護のため適切である。 (変更する事業者 1者)	適
配達	従前と同様であり変更なし。	—
委託	従前と同様であり変更なし。	—

## 2 事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

項目	審査概要		適否
事業収支見積り	対象年度	初年度、2年度とも黒字となる見込みである。	適
	算出方法	収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額等又は顧客へのヒアリング結果を考慮して算出した推定取扱信書便物数に予定単価を乗じた額としており、適正かつ明確に算出されている。支出は、項目ごとに単価を積上げた額又は兼業する貨物運送事業との案分等による額としており、適正かつ明確に算出されている。	適
3時間審査 (2号役務)	3時間以内に送達可能であることが実測と ATIS で立証されている。 (変更する事業者 2者)		適
役務内容が法に適合していること	申請のあった役務内容は役務の種類に応じた法の規定に適合している。 (変更する事業者 1者)		適
委託	従前と同様であり変更なし。		—
協定	従前と同様であり変更なし。		—

## 3 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適正かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。(変更する事業者 1者)	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。 (変更する事業者 1者)	適